

軽自動車税税Q&A

Q1) 軽自動車を5月に廃車にしました。税金は戻るのでしょうか。

A1) 軽自動車税は、4月1日（賦課期日）現在の所有者に対して課される年税です。年の途中で廃車しても、月割りでの税金の還付はありません。

Q2) 車検が切れて軽自動車に乗っていませんが、軽自動車税を払わなければいけませんか？

A2) 軽自動車は4月1日時点で所有していることで課税されます。車検が切れていたとしても課税されますので、今後乗らない場合は速やかに廃車の手続きをお願いします。

Q3) 軽自動車を廃車したはずなのに納付書が届きました。税金を納付する必要はありますか。

Q3) 軽自動車税は、軽自動車を所有していることに対して課税される税金で、毎年4月1日に登録している方に課税されます。登録の有無は、窓口で登録や廃車の届出がなされた日で判断します。そのため、廃車をしてもその届出を出さない限り、軽自動車税は課税され続けます。また、4月2日以降に廃車の届出をした場合には、4月1日時点では車両を所持していたことになるため、その年の税金を納付していただく必要があります。なお、届出を出したはずなのに納付書が届いた場合は、届出書が利尻富士町に到着していない可能性がありますので、総務課税務係までご連絡をお願いします。

また、利尻富士町ナンバーの車両については、所有することに対して課税されるので、「しばらく乗るつもりがないが持っていたい」といった場合、廃車届は受付出来ません。引き続き税金は納付していただく必要があります。

Q4) 原動機付自転車が盗難に遭ったとき、どのような手続きが必要ですか。

A4) 最寄りの駐在所に盗難の届出をし、受理番号を控えた上で、総務課税務係で廃車届を提出してください。

Q5) 家族が亡くなりました。乗っていた軽自動車がありますが、どうすれば良いですか。

A5) 車両を亡くなった方以外使用することがなく、下取り等に出す場合は廃車の届け出を、相続人等の方が引き続き乗る場合は名義変更の届け出を行う必要があります。

Q6) 原動機付自転車の登録または廃車にするとき、どのような手続きが必要ですか。

A6) 原動機付自転車を所有したときや廃車（廃棄処分）するときは、総務課税務係へ届出が必要です。廃車の届出をしないまましていると、いつまでも軽自動車税が課税されます。

Q7) インターネットで原動機付自転車を購入しましたが、どのような手続きが必要ですか。

A7) 車両を他者から購入したり譲り受けたりした場合は、前の所有者からの販売証明書または譲渡証明書が必要になります。証明書と印鑑を持参して、総務課税務係で登録の届出をしてください。

Q8) 利尻富士町から転出しましたが、納税通知書が届きましたが払わないといけませんか？

A8) 払う必要があります。車検証の住所が利尻富士町になっていると、利尻富士町から納税通知書が届きます。転出先から届いてほしい場合等は車検証の住所変更を行ってください。